

# かわにし労政ニュース

平成29年2月発行Vol.40

編集・発行：川西市 市民生活部 生活活性室 産業振興課

川西市中央町12番1号 TEL 072-740-1162 / FAX 072-740-1332

## 65歳以上の方も雇用保険の適用となります

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の対象となります。

### ○平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」(以下「資格取得届」という)を雇用した日の属する月の翌月10日までに提出(※3)してください。

雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

### ○平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

雇用保険の適用要件(※2)に該当する場合は、平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり、適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をください。

### ○平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者(※1)である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

ハローワークへの届出は不要です(自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます)。

(※1)65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以降の日において雇用されている被保険者。

(※2)1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込があること。

(※3)被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

(※4)提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

平成28年12月末までに雇用した65歳以上の労働者について、適用要件に該当するかどうかはいつの時点で判断しますか。また、労働者が雇用保険の適用を希望しない場合はどうすればよいか。

→ 適用要件に該当するかは、平成29年1月1日時点で判断してください。要件に該当すれば雇用保険の被保険者の取得日は平成29年1月1日となります。なお、事業主や労働者の希望の有無にかかわらず、要件に該当すれば必ず適用となります。

65歳以上の方も雇用保険料を徴収する必要があるか。

→ 保険料の徴収は、平成31年度までは免除となります。保険料率は、毎年変更になる可能性がありますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

# 平成29年1月1日から育児・介護休業法、 男女雇用機会均等法が変わりました

## <育児・介護休業法の改正ポイント>

### ①介護休業の分割取得

改正前 対象家族1人につき、原則1回

※一部の対象家族に同居・扶養要件あり

改正後 対象家族1人につき、3回

※対象家族の同居・扶養要件はすべて撤廃  
※要介護状態の判断基準緩和

### ②子の看護休暇・介護休暇の取得単位の柔軟化

改正前 1日単位

改正後 半日単位

### ③介護のための所定労働時間の短縮措置等

改正前 介護休業と通算して93日

改正後 介護休業とは別に、利用開始から3年間で2回以上の利用が可能

### ④介護のための所定外労働の免除の新設

改正前 なし

改正後 対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限（残業の免除）を新設

### ⑤有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和

改正前 以下の3要件とも満たす場合  
①1年以上勤続  
②子が1歳になった後も雇用継続の見込がある  
③子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでない

改正後 以下の2要件に緩和  
①1年以上勤続  
②子が1歳6か月になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでない

※介護休業の場合は、取得予定日の93日経過日から6か月を経過するまで

### ⑥育児休業等の対象となる子の範囲拡大

改正前 法律上の親子関係にある  
実子・養子

改正後 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

## <育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正ポイント>

### いわゆるマタハラ・パワハラなどの防止措置の新設

改正前 事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止

改正後 左記に加え、上司・同僚等からの嫌がらせ等を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け

# 奨学金返済制度を行う中小企業に助成します

若手社員の確保は、中小企業にとって重要な課題です。一方で、大学等卒業後に奨学金の返済が負担になっている若者も多くなっています。

そこで、兵庫県では、若手社員の奨学金を返済する中小企業への補助制度を創設しました。この機会に、若手社員のための奨学金返済支援制度を設け、若手人材の確保や定着にご活用ください。（従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている中小企業に対して、その負担額の一部を補助します。）

## 補助対象

- ①本社が県内にある中小企業
- ②以下の対象従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有していること

## 対象従業員

対象企業に勤務し、以下の①～⑤の要件を全て満たす者

- ①正社員である者
- ②日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- ③申請時点で、当該企業就職後3年以内の者
- ④申請時点で、県内の事業所に勤務する者
- ⑤30歳未満の者（申請年度末時点で29歳以下の者）

## 補助期間

対象従業員1人につき、最大3カ年（就職3年目であれば、最長1カ年）

## 補助金額

- ①対象従業員1人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その3分の1を補助
- ②補助上限6万円（ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額）
- ③平成28年度の補助対象額は、平成28年10月1日から平成29年3月31日の間に対象従業員が返済した額への支援として、企業が12月1日以降に支給した額とする。

## 補助額について

従業員に対する支援額や支払い方法（月払い、ボーナス一括払い等）は、企業において自由に設定してください。

なお、支援制度は就業規則や賃金規定などの社内規定で定めていただく必要があります。具体的な方法、内容等については、お問い合わせください。

## 申請方法

兵庫県ホームページまたは（一財）兵庫県雇用開発協会ホームページから、申請書類をダウンロードし、添付資料を添えて、（一財）兵庫県雇用開発協会まで持参、郵送（特定記録郵便の限る。）にてご提出ください。  
詳しくは、兵庫県ホームページ

（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/shogakukin.html>）、（一財）兵庫県雇用開発協会ホームページ（<http://hyogo-koyokaihatsu.or.jp/>）をご確認ください。

## 補助申請先・問い合わせ先

（一財）兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階

TEL：078-362-6583

FAX：078-362-6613

# 業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

## 支給対象者

事業場内最低賃金800円未満から、1,000円未満の全国47都道府県に事業場を設置している中小企業・小規模事業者に拡充されました。

## 支給の要件

### ①事業実施計画を策定すること

#### (1)賃金引上計画

事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後6か月を経過していること）の賃金を一定額以上引き上げる計画。（就業規則等に規定）

#### (2)業務改善計画

生産性向上のための設備投資などの計画。

### ②(1)申請後に引上げ後の賃金額を支払うこと

引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。

### (2)生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと。ただし、

ア 単なる経費削減のための経費

イ 職場環境を改善するための経費

ウ 社会通念上当然に必要な経費 は除きます。

### ③解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

※その他申請に当たって必要な要件があります。

## 助成額の一覧

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場向けのコースも新設！

90円以上	7/10 <sup>(※)</sup> (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 <sup>(※)</sup> )	150万円	事業場内最低賃金が800円以上1000円未満の事業場
120円以上	※生産性要件を満たした場合には3/4 (4/5)	200万円	

## 支給までの流れ

### STEP 1

助成金交付申請書を兵庫労働局に提出！

### STEP 2

設備・機器の導入などで生産性を向上！

### STEP 3

事業場内の最低賃金を引上げ！

### STEP 4

助成金を支給！

問い合わせ先 兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL：078-367-0700